

フォードニー・マツカンバー法から スムート・ホーリー法へ — 伸縮関税条項の視点から —

小 山 久 美 子

Abstract

The Smoot-Hawley Act of 1930 is notorious for high tariff rates on many items, probably worsening the Depression. While several studies on the reason for the passage have been done from factors such as logrolling, interest groups and partisan politics, I have already explained it from another factor, the "Flexible Tariff Provision (FTP)," which had an epoch-making aspect - delegation of the power to adjust tariffs from Congress to President and Tariff Commission.

This article aims to illuminate the intent and the meaning of FTP by tracing to the passage process of the first FTP of the Fordney-McCumber Act of 1922. Tariff Commissioner William Culbertson, a leading proponent of 1922 FTP, had engaged in tariff matters since Taft Administration, and long aspired to expand the power for the Tariff Commission of 1916 enough to affect more directly the executive in the U. S. commercial policy. Primary sources such as letters and diaries illustrate that Culbertson approached the executive people including Commerce Secretary Herbert Hoover as early as March 1921; Culbertson's desire characterized by making efficient tariff rates not excessively high or low with elasticity won the approval Hoover and Hoover's close friend Senator Irvine Lenroot; they supported Culbertson not only during the process of 1922 FTP but also after its passage, even when Culbertson was in conflict with Warren Harding and Calvin Coolidge over the power of the Commission to initiate tariff investigation. Hoover continued to pursue the tariff reform, leading to his behavior during 1929-1930. Such delegation as seen in these two acts also reflected the new trend of the government-business relation from the turn of the century.

第1節 はじめに

アメリカで1930年6月に成立したスムート・ホーリー法 (Smoot-Hawley Tariff Act) は大恐慌時に広範囲にわたる品目に高関税を賦課したため、各国の関税引き上げを招いた一因とされ、アメリカの関税史上最も悪名高いものである。なぜかかる悪名高い関税法が成立したのか。筆者はすでに同法成立に関して、研究史を踏まえた上で、従来とは異なった視点、すなわち当時の大統領であったフーヴァー (Herbert Hoover) の役割が重要であったという視点から再解釈した。同法は伸縮関税 (Flexible Tariff) 条項の包含という、広範囲にわたる高関税とは別の側面を有しており、フーヴァーの署名は望んだ伸縮関税条項が議会への自らの働きかけの結果包含されたことによりなされたのであり、広範囲にわたる高関税はフーヴァーにとり譲歩にすぎない。同法を伸縮関税条項から照射すると、同法に悪名を帰すのは妥当ではない。¹⁾

フーヴァーの強調した、いわゆる伸縮関税条項 (スムート・ホーリー法 336条) とは、合衆国憲法により議会に帰属すると定められている関税設定権を、²⁾ 関税委員会、大統領に委譲するものであり、議会が一旦設定した関税率を経済状況に沿って随時、品目ごとに50%以内で調整しようとするものである。

伸縮関税条項はスムート・ホーリー法より一つ前の1922年のフォードニー・マッカumber法 (Fordney-McCumber Tariff Act) 315条で最初に立法化された。フォードニー・マッカumber法とは一般的にどのような位置づけがなされているのか。アメリカは、特に南北戦争後から1930年までの時期のほとんどが保護主義政党の共和党により政権が握られたことが一因で高関税政策をとっていた。中でも、同法の特徴は、第一次大戦中に発展を遂げた産業が戦後に外国生産者との競争に直面するであろうという危惧と、³⁾ 1920-1921年の農産物価格暴落の影響を受け、一つ前の関税法である民主党政権下の

1913年法（課税品目平均関税率27%）の関税を大幅に引き上げたことにあり、その意味でフォードニー・マッカンバー法（同関税率38.5%）は1897年法（46.5%）、1909年法（40.8%）への回帰とされている。フォードニー・マッカンバー法は化学冶金製品などを含めて広範囲にわたり大幅に関税引き上げたとして、スムート・ホーリー法と同様に高関税法と位置づけられているが⁴⁾、周知の通り両者の成立前後の状況が大きく異なっていたため（例えばアメリカから諸外国への貸付・投資状況）、前者の場合諸外国へ与えた影響がさほどなく⁵⁾、後者のように高関税法成立の要因が論争となることが少ない。まして伸縮関税条項に着眼して、両者の関税法を関連づけて成立の意義が取り上げられることはほとんどなかった。しかしながらフォードニー・マッカンバー法が同条項を最初に包含したことから、スムート・ホーリー法以上に、高関税法とは異なる一面を有する可能性を持つ点で、成立を考察するに値する法であることは間違いない。

本稿はかかるスタンスに基づき、伸縮関税条項成立をフォードニー・マッカンバー法に遡り、考察する。そしてそれが、スムート・ホーリー法とどのように繋がっていくのか、を考えることで、伸縮関税条項が当時どのような潮流を受け、意義を持っていたのかを考えたい。

第2節 フォードニー・マッカンバー法伸縮関税条項の成立

周知の通り関税法の場合、下院－上院－両院協議会の順に審議が行われる。フォードニー・マッカンバー法伸縮関税条項は下院法案（下院歳入委員会が1921年1月よりヒアリングを開始し、下院本会議が1921年7月21日に可決）には盛り込まれていなかった。上院財政委員会が上院に1922年4月に提出した法案において伸縮関税条項が包含されており、同法案が1922年8月19日に上院本会議で承認された後、両院協議会に持ち込まれ、両院協議会の修正案が1922年9月15日に下院で、9月20日に上院で可決され、9月21日にハーデ

ィング (Warren Harding) 大統領の署名により成立した。このように伸縮関税条項は1921年7月-1922年8月までの約1年にわたる上院の審議で包含されたのである。⁶⁾

フォードニー・マッカンバー法成立に関して、上院法案の伸縮関税条項は下院法案のアメリカ評価の代替案であると説明されることが多い。下院法案は従価税(輸入額を基にして賦課される関税)の基準をこれまでの外国評価(輸出国の卸売価格)からアメリカ評価(アメリカにおける類似品の卸売価格)へと置き換えた。下院の共和党議員は、アメリカ評価が諸外国の価格変動の点からみて安定性の高い評価基礎であり、関税を低くするために輸出品を過小評価しようとする外国生産者の不正を軽減すると強調したのに対して、アメリカは一般的に高コスト生産であるから名目従価税を上昇させずに実質的に保護を高める方法であるとして、アメリカ評価に民主党議員をはじめとして広い反対の声が上がっていた。そこで上院は、大統領に上下50%という制約の中で関税率を調整する権限を付与し、大統領は変更の際の基準として外国評価が適切でない時には外国評価をアメリカ評価に変更できるとしたのである。⁷⁾

しかしながら実際には伸縮関税条項は、上院、下院の間で生まれた妥協案というよりむしろ、関税委員会のメンバーであるカルバトソン(William Culbertson)が長年にわたり暖めてきた考えを実現するため、積極的にフーヴァーをも含む行政政府の人間に働きかけた結果により、盛り込まれたものといつてよい。伸縮関税条項が取り上げられる契機となったのは1921年11月28日のホワイト・コンフェレンスだとされており、⁸⁾以下ではカルバトソン委員の書簡、日記をも手掛かりとしながら、伸縮関税条項が元々持つ意味を析出する。

まず関税委員会(大統領から指名され、上院で承認された6人で構成。3人を超えて同一の政党からは選出されない)はウィルソン(Woodrow Wilson)政権期に1916年歳入法により1917年3月に常設された。委員会は議会

から独立した超党派的機関ではあるものの、この時点での役割は主として議会の関税作成のための単なる事実収集機関であり、行政的機能は有していなかった。なお、関税委員会はそれ以前にも必要性に応じて臨時的に1865年、1882年、1888年、1909年、1912年に設置されていた⁹⁾。

カルバトソンは常設の関税委員会に1917-1925年従事し、後にルーマニア大使、チリ大使を務め1933年に大使職を退いた人物である。カルバトソンは1884年にペンシルヴァニア州で生まれ、1902年にカンザス州のエンボリアに移った。カンザス州にいる時、ジャーナリストのホワイト（Allen White）の影響を受けた。イェール大学で政治経済学の Ph. D. を取得後ワシントンへ移り、公務に携わった後も二人の交流は続き、ホワイトはカルバトソンのフーヴァーへの接近を助けることになる（後述）。カルバトソンはリベラルな共和党员としてタフト（William H. Taft）政権下で臨時の関税委員会（Tariff Board）の調査に従事した¹⁰⁾。そこでカルバトソンが目にしたのはいい加減に設定され、不必要に高い関税であり、議会での政治的な関税設定方法が科学的な関税設定を妨げていると確信するようになった。例えばカルバトソンによれば、羊毛の関税率に関する四つの議会议案はいずれも内外生産コストの平準化に基づいたものではなく、関税委員会がアメリカの産業保護に必要と示したデータよりも高いか、あるいは弱体産業も含む産業の保護を満たしていないものであった¹¹⁾。カルバトソンは、妥当な関税システムとは生産コストが外国生産者より高い場合、適度に効率的なアメリカ生産者を補償する関税率を設定するものだとし、従来の関税法の作成方法は非効率的で、国益に配慮がなく、またアメリカの生産者を不公正な競争にさらすものとみなしていた¹²⁾。カルバトソンは綿、羊毛、化学、パルプの産業に関する調査を通じて、委員会の有用性を証明したと信じていたが、タフト政権期の臨時の関税委員会は1912年に消滅した。カルバトソンは1913年関税法の審議中にもラフォレット（Robert LaForette）上院議員の要請で関税調査を続けるものの、一旦公務を退き、再びウィルソン政権下でウィルソンの指名により

常設の関税委員会のメンバーとなった。ウィルソンはアメリカ市場の競争的状况を可能にする、中程度の関税を目標にしており、超党派的機関である関税委員会が自分の目標に適うよう運営されることに慎重で、カルバトソンを支持者の一人とみなしていた。ウィルソンの勧告により議会在設置した関税委員会は公平な、利害とは離れた目で国民全体の経済状況をみるための独立の事実収集、調査機関であった。カルバトソンは政府に影響力を行使するような関税委員会の権限拡大を望んでいたが、当時の委員長のタウシグ(Franklin Taussig)と意見が合わず、自分の目標が達成できないでいた。¹³⁾ 例えばカルバトソンは輸入に対して平等待遇を前提として、市場での競争状況を平準化する関税を設定し、不公正な競争方法をとる国、アメリカへの最恵国待遇を拒否する国へは追徴税を課すことを提案していたが(フォードニー・マッカーバー法でそれぞれ315条、316条、317条として成立)、タウシグは平準化方式には否定的であり、また関税設定における議会の最終権限は剥奪すべきではないと考えており、さらに平等原則については互惠通商協定、特惠関税などの一部の例外を設けるべきとしていた。しかしながら1919年にタウシグが辞職した後はカルバトソンの見解が関税委員会内で有力となり始めていた。¹⁴⁾

1921年3月4日にハーディングが大統領に就任し、カルバトソンの関税委員会メンバーとしての再指名がほぼ確実にになると、早くもカルバトソンは同郷のホワイトの力を借りるなど間接的に、あるいは直接的に、商務長官のフーヴァー、ハーディングに接触を始めていた。まずホワイトが1921年3月10日にフーヴァー宛に、カルバトソンのことを関税委員会に過去8-10年間、関わってきており外国貿易の状況について政府内で誰よりも詳しい人物であり、見解が革新的だと紹介し、彼を知って好意を持ってほしい旨の書簡を送った。3月15日にはカルバトソン自身がフーヴァーへホワイトからの紹介状を同封した上で関税委員会に関して話がしたいとの書簡を送り、それに対して同日フーヴァーの秘書から快い返事が届いた。¹⁵⁾ 同時にカルバトソンはハー

ディングへ、関税委員会は委員会の調査結果が今後政府に注目されるようなものにするこゝで、機能的になり得ると考えているとの書簡を3月25日に送り、これに対してハーディングは委員会の機能について近く議論がしたいとの積極的な反応を示していた。¹⁶⁾

このようにカルバトソンは1921年3月にすでに関税委員会の拡充、および同委員会と政府の結び付きの強化を提起していたが、関税率に伸縮性を持たせる「伸縮関税」の概念に言及したのは1921年10月に入ってからであり(ハーディングに宛てた10月28日付のメモによるとされている)、ハーディングはそれを強く支持した。¹⁷⁾カルバトソンは多くのメモの中で、保護を求める膨大な声を警告し、もっとリベラルな貿易政策において国家の利益を主張した。カルバトソンにとって、妥当な保護とは内外生産者の競争状況を平準化する率のシステムを意味した。それまでの関税委員会の経験から、内外生産コストの差異を委員会が計算することができ、平準化する率を提示できると信じていた。大統領にもこの方式での関税調整を提案し、伸縮性はビジネスマンの恐れを軽減し、変化する貿易状況への調整を提供し、議会の当て推量からくる妥当でない率を是正し、一般的な改正を未然に防げると主張した。関税法が伝統的に共和党に困難をもたらしていると主張し、利点を強調した。¹⁸⁾ハーディングは関税委員会の最大限の活用を望み、カルバトソンの提案を議論すべく、1921年11月28日にホワイトハウス・コンフェレンスを召集した。出席者はハーディング、フーヴァー、スムート(Reed Smoot)上院議員、関税委員会メンバーではカルバトソンのほか、委員長のパイジ(Thomas Page, 民主党)、マーヴィン(Thomas Marvin, 共和党)、コスティガン(Edward Costigan, 民主党)、ルイス(David Lewis, 民主党)、バージス(William Burgess, 共和党)であった。ハーディングはカルバトソンがすでに準備していた下院法案の修正案への注目を喚起した。¹⁹⁾フーヴァーはホワイト・コンフェレンスの翌日にパイジ委員長に、同コンフェレンス案の「関税率を為替切り下げ率に基づき平準化させる」という部分を為替切り下げ率ではなく戦

前の生産コストに変更すべきという提案を送付した程、当初から条項に積極的に関与していた。この非公式のホワイト・コンフェレンスの後に、ハーディングは1921年12月6日に議会へのメッセージで、第一次大戦後の経済状況の変化に対応すべく関税率に伸縮性を持たせること、その方法として関税委員会の権限を拡大することを議会に提起し、条項の法制化を勧告したのである。スムートが同じく12月6日に、いわゆる伸縮関税（フォードニー・マッカーバー法315条、316条、317条）として後に法制化されることになる案を上院に提出したが、それはカルバトスンが10月に大統領に提示していた案を実質的にほぼ具現化したものだった。²⁰⁾

その後カルバトスンの支援者が新たに加わるが、うち一人はフーヴェアの無二の親友であるレンルート（Irvine Lenroot）上院議員であった。フーヴェアとレンルートは関税問題について早い時期から打ち合わせをしており、レンルートはフーヴェアの考え方から影響を受けて、一部の品目の関税引き下げを求めると同時に伸縮関税条項が将来的に変化し得る状況、あるいは議会で設定された高すぎる関税に対応し、さらに諸外国からの悪い印象をも相殺する手段になり得ると主張し始めていた。レンルートら革新的共和党員は保護主義者であることを認めていたが、課す保護の量には上限を設けるべきだと考えていた点が特徴的である。伸縮関税条項案が上院に持ち込まれるとフーヴェアとレンルートは共同で、あるいは個別に関税委員会の関税調整権を最大限にしようと模索し始めた。そうすれば関税はログローリング（政治上の持たれ合い）からではなく、科学的に設定されるようになるのであった。²¹⁾レンルートは率先して関税問題に取り組み、友人のマコーミック（Joseph McCormick）上院議員と共にカルバトスンとの会合を何回か持つに至った。1922年7月19日にはレンルート、マコーミックはカルバトスンと昼食を共にし、二人が審議中の法案の高関税の一部に反対する革新的勢力を組織することに関心があり、また関税を政治から切り離すための伸縮関税条項の法制化に関心を示していることを伝えた。²²⁾カルバトスンは条項を妥

当なものに仕上げるため、レンルートへの支援を厭わず、レンルートもカルバトスンへ対して支援を厭わなかった。レンルートの役割で注目すべきは、上院での審議中に伸縮関税条項の当初の原則であった「競争状況の平準化」を「生産コストの平準化」へ変更すべきと上院に提案したことであり、調査の基盤をこのように広いものから狭いものへと変えた主要人物であった。理由は、「競争状況という言葉が法に包含された場合、引き上げを望む利害関係者が大統領のところへ行き保護を要求することになる機会が多くなるが、生産コストの言葉の場合は大統領がはるかに関税引き下げを行う傾向となる」²³⁾からであった。

両院協議会が1922年9月6日に提出した法案は、伸縮関税条項に1924年7月までの運用期限を設けていることを除き、カルバトスンの構想に一致するものであった。運用期限は下院、上院いずれかでの反対が出ないようにする両院協議会委員の配慮からだったが、カルバトスは両院協議会委員に引き続き、運用期限枠をなくすよう働きかけ、結果として1922年9月10日にはそれが削除された。²⁴⁾

このようにカルバトスンが書き上げたといっても過言ではないフォードニー・マッカumber法伸縮関税条項にフーヴァーは当初から深く関与していたことに留意すべきである。伸縮関税条項を支持した人々が最終的に成立した条項形態にほぼ満足したのは、関税委員会の役割が拡大したことによる。²⁵⁾フォードニー・マッカumber法により画期的にも大統領に関税調整権（上下50%の関税率の範囲）が付与され、かかる調整のための基となる内外生産コストに関する調査を関税委員会が担うことになったのである。

第3節 フォードニー・マッカumber法伸縮関税条項成立後の展開

ところが伸縮関税条項成立後、関税委員会の調査始動権をめぐる、大統領

とカルバトスンの間に確執が生じることになる。伸縮関税条項及び関連条項は、関税委員会が利害関係者に対して、出席、証言、公聴するためのヒアリングなどの機会を通達することを義務付けていた以外、調査の始動、性格などについては記述していなかった。²⁶⁾ただし1922年10月の行政命令（Executive Order）では、伸縮関税条項下で行動、救済を求める要請、申請すべては関税委員会へ提出され、法と公益に一致するように検討と調査が行われる、とあり、²⁷⁾ハーディングはこれに関する委員会の調査権を認めた。が、委員会が自ら調査を始動することは承認しなかった。

ハーディングは、フォードニー・マッカumber法下で関税引き下げより、むしろ引き上げを求める公式な要請に委員会が対応することを選好したのである。カルバトソンは関税委員会のマーヴィン委員長がハーディングと同様の対応をしているのがわかった時に、強引に調査を押し進めようとした。カルバトソンは、関税委員会が内外生産コストの平準化という議会在が確立した基準に基づき調査を行っており、公平に機能していることを大衆、議会、大統領に確信させたいとの願いから、40品目について調査をするよう関税委員会の委員に説得しようとした。ところがハーディングは委員会の衝動的な推進性を警告し、自分に相談するまでは調査を保留するよう委員会に指示した。自分に相談する、というのは実際には調査始動の承認を得ることを意味していた。

ここで問題として顕在化してきたのは、関税の上げ下げの問題ではなく、関税委員会と大統領の関係であった。カルバトソンは大統領の指図なく委員会は調査を行うことができると主張したが、ハーディングは委員会は政府の政策を反映すべき機関であり、政府を困惑させるものではないと反駁した。²⁸⁾ハーディングは元々高関税主義者であり、大統領職についた最初の年、すなわち1921年になって初めて行政府内で非常に尊敬されていたフーヴェー商務長官の影響もあり、輸出拡大のために保護に上限を設ける必要性を認識するようになったにすぎず、²⁹⁾再び保護主義者の側につくようになった。カルバト

スンは伸縮関税条項が政治的な圧力から脆弱であることを認識した。委員会のメンバー間でもすぐに意見の相違が目立ってきた。ウィルソンの指名者は委員会が調査を開始できると考えたのに対して、ハーディングの指名者はそのような始動権は望まなかった。³⁰⁾

1923年3月に議会は一時休会するが、その頃の心境をカルバトスンは日記に次のように記している。「政府は教科書に書かれているような科学的に公正なものでなく、圧力のバランスである」(3月20日)。心境と共に明らかなのは、フーヴァーがカルバトスンを支援し、カルバトスンとハーディングの話し合いの調整役を買って出たという事実である。「委員会での議論は、私を陰謀、術策の際に追いつめている…政府内ではヒューズ (Charles Hughes)、フーヴァー、ウォーレス (Henry Wallace) が私に味方してくれていた」(3月24日)³¹⁾。レンルートもカルバトスんに、関税委員会の始動権についてフーヴァーと親しくしておくようにと助言しており、カルバトスンはそれに従った。しかしながら、ハーディングが明言した結論は「行政命令下での申請がない場合、予備調査が十分な根拠を表している場合でも、委員会は大統領との話し合いの後に公式調査が命令される」というものだった。³²⁾

1923年8月にハーディングが死去し、カルバトスンは次期大統領のクーリッジ (Calvin Coolidge) の協力を得ようとしたが、クーリッジも関税委員会の広範な調査を望まなかった。条項の所期の目的は何であれ、クーリッジは自分の権限を委員会に行使して純粹に政治的方法で関税問題に対処しようとした。カルバトスンは独立の委員会への侵害であると主張したが、委員会は実質的には行政府の一部にすぎず、データ収集以外の独自の権限は持っていない。そして1924年の砂糖に関する調査がカルバトスンが委員会を去る契機となった。当時の委員会の委員はハーディングが指名したマーヴィン、バージスのほかに、グラシ (Henry Grassie、クーリッジ指名)、そしてウィルソン政権下より委員を務めていたカルバトスン、ルイス、コスティガンであった。関税委員会内で1922-1925年間、カルバトスン、ルイス、コスティ

ガンの三人は委員会と大統領との関係という点で基本的に合意しており、クーリッジと意見が合わなかった。彼らは、委員会の独立性を主張し、調査に大統領が介入するのをよしとせず、委員会がイニシアティブをとり、専門的、司法的な関税システムを発揮すべきと主張した。カルバトソンは、かかる委員会の役割を新しく確立したいと望んでいた。彼ら三人のうち一人が解任されない限り、砂糖に関する調査報告に彼らの意向は反映され得る。そのため、カルバトソンが砂糖の関税引き下げを押し進めようとしてヒアリングを開催すると、カルバトソンに連邦取引委員会（Federal Trade Commission: FTC）職が用意され（カルバトソンが辞退）、後には外交職が用意されるなどの圧力が加えられた。フーヴァーはクーリッジがハーディングより伸縮関税条項に消極的なのをみてとって、カルバトソンに対して個人的に関税委員会を離れるよう助言した。そのこともあり、カルバトソンは1925年にルーマニア大使としての職を受諾し、委員会を辞任した³³⁾。カルバトソンが委員会にいた間、望んだような条項運用はなされることなく、そして条項はさほどの効果をあげないまま、次の関税法であるスムート・ホーリー法成立の議論を迎えることとなる。

第4節 スムート・ホーリー法伸縮関税条項の成立

スムート・ホーリー法成立にあたり、フーヴァーが最優先したのは、伸縮関税条項の維持を前提として、条項機能の強化を図っていくことであり、1928年に大統領職に就いたフーヴァーは1929年4月に農業救済と限られた範囲の関税改正のための特別議会召集の声明を発表した際に、そのことに力点を置いた。

しかしながら上院での審議は、大統領の権限を関税委員会の勧告を議会に伝える役割に限定し、議会のみが関税調整権を持つような型に変えたため、1922年型の伸縮関税条項の維持すら危ない状況となってきた。フーヴァーは

政府が関税調整の最終権限を持つべきだとして「政府への勧告」を再三強調した。議会での関税改正は過去の例が示すとおり全体的な関税改正になり、国際経済の急速な変化に対応したものとならないというのが理由である。フーヴァーは、回想録で述べたように、伸縮関税条項の目的は議会での関税作成を終わりにすることにあると考えていた。フーヴァーは上院の修正案を覆すべく1930年4月からの両院協議会の審議に向けて行動し、1922年型伸縮関税条項を包含しない法案には拒否権を発動するという態度を示した。その結果、両院協議会の出した案は、関税委員会の権限を拡大させると同時に最終権限を大統領に留めたものであった。ただし法案可決は五分五分とみられていたため、フーヴァーは議員への働きかけを続行し、僅差で伸縮関税条項は成立することとなったのである。³⁴⁾

成立したスムート・ホーリー法伸縮関税条項は、1922年時に比し、関税委員会の権限拡大という大きな変更が加えられていた。委員会は前述の如く1917年時に比べフォードニー・マッカumber法下で権限が拡大されていたが、さらにその権限がスムート・ホーリー法により、拡大された。まず第一に、比較生産コストに関する事実の調査から大統領に対する関税率変更の勧告へと拡大された（その一方、大統領はその勧告を是認するか否認することしかできなくなった）。第二は、前節でみたようにカルバトソンは関税委員会が行政府下にありながらも、関税調査の始動において独立性を持つことを望んでいたが、それが実現されたのである。委員会は議会の決議、大統領からの要請、利害関係者からの申請に加えて、自らの発動によっても関税率の調査ができることになり、それが条項で明文化された。³⁵⁾

かかる関税委員会の権限拡大についてのフーヴァーの考え方はどうだったかはさておき（後述）、フーヴァーがスムート・ホーリー法成立にあたり特に強調したのは、調査基盤の改善と関税委員会のメンバー強化であり、これらが可能となれば条項は機能すると考えていた。実際に調査基盤の改善とメンバー強化はある程度なされた。スムート・ホーリー法ではフォードニー・マ

ッカンバー法に比べ「生産コスト」が広義化され、外国製品の場合、生産コストが容易には把握し得ないとわかった場合、関税委員会は表示期間のインボイス価格の加重平均、あるいは表示期間の卸売販売価格の平均を代替のものとして採用することができるようになった。³⁶⁾また、スムート・ホーリー法によりすべての委員が即座に任期終了となり（もっとも大統領は再指名できる）、新任期は従来の12年から6年と短縮され、法案署名後90日以内に全員、あるいは一部を交替できる権限が大統領に付与された。³⁷⁾フーヴァーはこれまでの伸縮関税条項の失敗の原因が関税委員会のメンバーの考えと当初の条項の目的の不一致にあると考えており、再編に取り組んだ。強硬な保護主義者であるプロサード（Edgar Crossard）とマーヴィンの再選に政治的圧力がかかったため、プロサードを政治的配慮から委員長に指名せざるを得なかったことを除き（マーヴィンは1930年1月に辞職したためフーヴァーは問題の一つからは解放された）、できる範囲で再編を効果的なものにしようとした。フーヴァーが指名した新任の一人は外交官のフレッチャー（Henry Fletcher、クーリッジ時代のベルギー大使、イタリア大使）であった。フレッチャー自身は関税に関する特別な知識はなかったので乗り気ではなかったが、フーヴァーはフレッチャーがその経歴から、委員会を政治から切り離すという新しい実験を主導するのに適任と考えたのである。またフーヴァーがページ（Thomas Page、民主党）を副委員長に指名した理由は、著名なエコノミストとして公平である人という国際的評判を認識していたからである。ページは内外コストの差異の平準化原則への反対を変えなかったが、大統領が関税委員会と共に条項の目的と実際の率の間の不一致を是正できるという考えには合意していた。ページはタフト政権時、ウィルソン政権時に関税委員会に従事していた唯一の人物であった。新任のもう一人はクルター（John Coulter）であり、指名された時には関税委員会のチーフ・エコノミストであった。元々農業エコノミストであり、かつてノース・ダコタ農業大学の学長も務めた人物であり、北西部の農業利益のために1929年にヒアリン

グで農産物保護を主張していた。³⁸⁾

スムート・ホーリー法施行後、関税委員会は必ずしも生産コスト平準化の率の点では全員一致とはいかなかったものの、見解を調整し、迅速に動いた。スムート・ホーリー法下での新しい生産コスト定義は委員会の仕事を容易にし、完了した調査のうち約3分の1にインボイス価格が使用された。フーヴァーも伸縮関税条項を機能させるべく、委員会の勧告に即座に対応した。フーヴァー政権下、1932年11月までで45件（84品目）の調査が完了し、14品目が引き上げ、20品目が引き下げられた。これはハーディング政権、クーリッジ政権下に比し、短い期間ではほぼ同数の調査件数が完了したことになり、また引き下げ品目が多くなったことが特徴的である。³⁹⁾

第5節 フォードニー・マッカumber法から スムート・ホーリー法へ

フォードニー・マッカumber法、スムート・ホーリー法を伸縮関税条項から照射すると、どの点で連関しているだろうか。カルバトスンとフーヴァーの考え方に言及しつつ考察する。フォードニー・マッカumber法の伸縮関税条項の基本的概念は、関税委員会、行政府、関税への伸縮性導入（但し交渉による協定関税ではなく、アメリカが一方的に決定する国定関税）、生産コスト平準化に集約されるといってよく、これらは個々には同法以前より議論、あるいは採用されていたものの、四つが合体して条項として法制化されたのは同法が初めてであり、これらの概念はスムート・ホーリー法により引き継がれた。カルバトスンとフーヴァーは上記の概念を条項に盛り込もうとする点では共通していた。

議会、大統領のための単なる情報収集機関であった1917年常設の関税委員会を行政府との結び付きを強める形で拡充したいと望んだカルバトスンの狙いは産業保護と輸出拡大の両立であり、フーヴァーの狙いと同様であった。

二人とも、この狙いのために関税を政治から切り離して、無駄のない、効率的な関税をめざした⁴⁰⁾。議会では政治的な取り引き、駆け引きにより率、品目ともに必要以上なものになってしまうためであった。議会による関税改正は平均7、8年に1回であり、しかも政治的な取り引き、駆け引きにより審議を経るうちに関税率、品目ともに大幅に膨らむ傾向にあり、議会が収集すべき情報量は、扱う関税品目の多さゆえ膨大となり、長引く一方の議会審議がその行き詰まりを見せ始めていた⁴¹⁾。政治から切り離して、科学的な関税に調整するために、二人が基準として採用しようとしたのは、生産コスト平準化であり、産業保護を確実にするためのものである⁴²⁾。但し、輸出拡大に関して、カルバトスは他の伸縮関税（フォードニー・マッカンバー法316条、317条）により、達成しようとした。カルバトスは、市場獲得のためにアメリカに不公正、最恵国待遇拒否を行う国には追徴税を課すことで対処することを強調した。フーヴァーは狭義の伸縮関税条項を特に強調し、ここに二人の取り組みの相違がみられ、フーヴァーの方が商務省出身のせいもあり、保護重視といえよう。

また、関税委員会と大統領の関係に関する考え方は若干のずれがあった。フーヴァーの考えは次の事例が示唆的である。スムート・ホーリー法成立にあたり、下院法案（1922年型伸縮関税条項包含）と上院法案（議会が最終権限を持つ伸縮関税条項包含）の相違を修正する場である両院協議会は上院、下院、大統領（1922年型伸縮関税条項包含を希望）の三者に受容してもらうための妥協案として、1. 関税委員会が関税の調整率を決定、勧告し、大統領はその是認、否認の決定権を有する、2. 60日以内に大統領が布告しない場合には、関税委員会が布告権を有する、という趣旨の案を最初に提出してきた時にフーヴァーは政府の権限が縮小されることに当初は不満を示した。後に、2. が削除されたのに加えて、関税委員会の権限拡大について司法長官より合憲との感触も得たため、両院協議会案を受容するに至るが、第一希望はやはり1922年型であったという⁴³⁾。とはいえ、フーヴァーはハーディン

グ、クーリッジとカルバトソンが委員会と大統領の関係をめぐり確執状態にあった時にカルバトソンの支援をしていたことから、また法案署名後ではあるが、「大統領に一任されていた関税調整が関税委員会に付与され伸縮関税条項が機能的になった」という趣旨の発言をしたことから考えると、ハーディング、クーリッジに比べ、委員会への信頼が大きかったと考えるのが妥当である。

フーヴァーは文明の進歩とはまず科学的・技術的進歩に基づく産業発展にあるとしていたが、同時に政治を含む社会発展も必要であると考えており、特に1920年代は社会発展が産業発展に比し遅れているとして、産業発展に貢献してきたエンジニア、科学者の活用を社会発展においてもすべきだと確信していた。フーヴァーの改革の基本は「真実の発見」であり、正確かつ慎重に集められた事実が専門家の判断を通じて科学的に抽出されなければならない、それを行う場として、委員会、会議に信頼を置いた。フーヴァーが商務長官を務めた5年半の間で商務省は343の委員会と1250の会議を後援し、フーヴァーは大統領になってからも、委員会の活用に取り組んだ⁴⁵⁾。委員会を活用する活動は代々の政権でもあったが、フーヴァーほど計画的なものはなく、ニューリパブリック紙が「今後フーヴァーは委員会（commission）大統領と祝されるだろう」と報じた程であった⁴⁶⁾。

第6節 政府・企業関係の変化

伸縮関税条項を、当時の政府と企業の関係において捉えてみる。アメリカの政府・企業関係における世紀転換期頃以来の連続の特徴の一つとして、世紀転換期頃より議会が行政府に幅広い権限を認めるようになった傾向が挙げられる。それは、企業の意思決定においても行政府が重要なパートナーとなったことを意味する。行政府は大別すると、省といわゆる「独立委員会」（independent commission）が存在する。ここでいう省とは、通常の、長官

管理下の部局体制のほか、緊急時に設置されるものを含むが、いずれも大統領の管理下にある一方で、独立委員会は行政府の一部でもなく、大統領の支配下でもない（但し指名権はある）。アメリカで20世紀初頭に起こった革新主義運動では、企業に関わる問題の意思決定は、立法、司法よりも行政の手続きを踏んだ方が、柔軟性（伸縮性）、専門性、客観性、処理スピードなどの点で勝ると強調された⁴⁷⁾。

そして行政府が企業に対して、規制も指導もない状態から、介入の時代へ入り、併せて独立委員会が重要な役割を担うようになっていた。アメリカは20世紀転換期・初頭に、政府が企業に対して規制も指導もない状態から単一産業規制、産業横断的政策、政府指導型活動の三つを行う関係へと変化した。因みに単一産業規制の代表例は、州際通商委員会（Interstate Commerce Commission : ICC）である。政府のみが州際通商を規制する権限を有するとの1866年の最高裁の判決を受けて、議会は1887年に州際通商法を可決し、鉄道運賃を公正かつ合理的なものにすることを目的として、政府とは独立した規制委員会である州際通商委員会を創設し、運賃を決定する権限を付与した。州際通商委員会によって先鞭をつけられた独立の委員会による特定産業の規制は、必要に応じて他の産業にも拡大されていった。1920年には水力開発を扱うために連邦動力委員会（Federal Power Commission）が設立された。当初、委員会は内務長官、国防長官、農務長官からなっていたが、1930年に州際の電力料金、電力会社の証券発行、水力発電計画の認可などの権限を持つ独立の委員会となった。1927年の無線法では、連邦無線委員会（Federal Radio Commission）が設立された。産業横断的政策としては、反トラスト法に関する連邦取引委員会（FTC）がある。1890年にシャーマン法（主要規定は第1条：取引制限の禁止、第2条：独占の禁止）が成立し、シャーマン法の適用に関して1903年に企業の調査を主要業務とする「企業局」が創設され、経済データの収集、大統領への勧告という権限が政府に付与された。1911年に最高裁のスタンダード・オイル社に対する解体判決で条理

の原則が導入されたことが契機で、1914年にクレイトン法(主要規定：シャーマン法を補足して価格差別、排他的取引契約などの違法行為を明示)と連邦取引委員会法が成立し、それにより独立の規制機関である連邦取引委員会が設置され、企業局の業務はそこへ移管された。連邦取引委員会は、第一次大戦中に戦時産業局を通じて業界団体の果たした役割を評価し、この経験に基づいて一切の産業の共同行為を禁ずるよりむしろ一定の制限のもとにそれを認める方針に傾いた。政府指導型の例としては、政府が全国の金融システムを監督する第一歩となった、1913年の連邦準備法による連邦準備制度理事会(Federal Reserve Board:FRB、大統領による5名の被任命者、財務長官、通貨監督官から成る)が挙げられる。⁴⁸⁾

関税問題の場合も、それまで企業は大抵は個別に、あるいは業界団体を通じて議会に対してロビイングを行ってきたが、前述の如く伸縮関税条項により議会から大統領、関税委員会へ関税調整権が付与されたため、政府と企業との関係が重要となった。ただしこの場合、政府の企業への規制、指導というより、両者の協調が特徴である。

フーヴァー率いる商務省は1927年に「業界団体の活動」に関する特集を組み、次のように記述していた。「関税委員会は本来は情報流布の機関ではなく、議会と大統領への支援目的でつくられたものであるが、利害の関係する産業に対しても進んでその秘密でない情報を活用させるし、同時に関税委員会自体もしばしば関税と関連ある問題の解決において適切な業界団体と協力する機会を利用してきた。関税委員会の責務は1922年法により大きく拡大され、ある条項(=伸縮関税条項)の下で大統領の行動が委員会の調査に基づくことになった。大統領は行政命令により、条項下で業界団体などの利害関係者のすべての申請が関税委員会に提出され、委託されるよう指示してきた。関税委員会がこの新しい責務の下で関税に関心のある様々な業界団体と密接な協力を歓迎しているのは明らかである」⁴⁹⁾。ここで留意すべきは、商務省が1927年時に伸縮関税条項下で関税委員会と利害関係者、特に業界団体の協力

関係を強調していることである。スムート・ホーリー法では利害関係者の申請による関税委員会の調査が、今度は行政命令によるのではなく伸縮関税条項で明文化されたため、かかる協力関係は一層強められたと考えてよい。業界団体が利害関係者として重視されたのは、特に第一次大戦中に政府が産業との結合を必要としたため、多くの業界団体が設立されることになり、大戦後も一層活動を強化させていったためである（その数は1925年時点で1914年の約2倍となっていた）。このような協力関係の推進は、フーヴァーがアメリカ人の問題は無駄にあり、効率性を高めるには政府の再編が必要であり、その際には政府は国民のイニシアティブ、コミュニティ内の協力に促進、支援を行う存在であるべきと考えていたことによるところが大きい⁵⁰⁾。スムート・ホーリー法は大恐慌時の高関税法として時代錯誤的としばしば揶揄されるものの⁵¹⁾、伸縮関税条項からみればフォードニー・マッカンバー法からスムート・ホーリー法への流れは、当時の政府と企業の関係の潮流に沿ったものであった。

第7節 おわりに

フォードニー・マッカンバー法で最初に法制化された伸縮関税条項は関税委員会のカルバトソンが提唱し、政府側の主要人物に働きかけ、起草をほとんど行い、成立したものだ。タフト政権時、ウィルソン政権時より関税委員会の業務に従事していたカルバトソンは、議会という政治の場から切り離して、関税委員会と行政府の協力で不当に高い関税を是正し、産業保護と輸出拡大を両立させるような効率的な関税を設定することを長年にわたり切望していた。フォードニー・マッカンバー法はスムート・ホーリー法と並んで高関税法と位置付けられているが、同法を伸縮関税条項からみると、かかる条項主唱者の考えが法制化された点で重要な関税法であり、高関税法という一枚岩的な見方で片づけられるべきではない。カルバトソンは伸縮関税条

項において関税委員会の調査始動をめぐる大統領と関税委員会の確執により委員会を去ることになるものの、カルバトソンを当初から支持し続けていたフーヴァーは大統領になるとスムート・ホーリー法で条項を維持し、委員会の強化を図ることで、それまでほとんど機能しなかった条項を機能させようとした。

フォードニー・マッカumber法からスムート・ホーリー法への一連の流れは、関税設定権を議会から行政府へ委譲し、政治から切り離そうという動向であり、これは政府・企業関係に現れた新しいアメリカ全体の潮流を反映したものであった。

- 1) 拙稿「スムート・ホーリー法成立に関する再解釈」『社会経済史学』第66巻第6号, 1998年。
- 2) 合衆国憲法(1788年)は第8節第1項で、連邦議会が関税を賦課徴収する権限を有すると規定している(C. A. ピアード, 齊藤真, 有賀貞訳『アメリカ政党史』東京大学出版会, 1968年, 261頁)。
- 3) アメリカで戦時中に発達した化学などの産業が特に、第一次大戦後の輸入殺到により保護を要求した(Clarence Cramer, *American Enterprise*, 1972, Toront, p. 570)。
- 4) Alfred Eckes Jr., *Opening America's Market*, North Carolina, 1995, p. 88; Edward Kaplan and Thomas Ryley, *Prelude to Trade Wars*, Westport, Conn., 1994, pp. 124, 128; Frank Taussig, *The Tariff History of the United States*, New York, 1931, pp. 402-403; 佐々木隆雄『アメリカの通商政策』岩波新書, 1997年, 18頁。Marc Hayford and Carl Pasuruka Jr.による“Effective Rates of Protection and the Fordney-McCumber and Smoot-Hawley Tariff Acts,” in *Applied Economics* 23, 1991, pp. 1385-1386; “The Political Economy of the Fordney-McCumber and Smoot-Hawley Tariff Acts,” in *Explorations in Economic History* 29, 1992, pp. 30-31は、フォードニー・マッカumber法とスムート・ホーリー法がアメリカ関税史上、最高の関税率を賦課したという点で最も重要だとしている。
- 5) Barry Eichengreen, “The Political Economy of the Smoot-Hawley Tariff,” in R. L. Ransom et al., eds., *Research in Economic History*, Vol. 12, Hartford, Conn., 1989, pp. 30-31; 林敏彦『大恐慌のアメリカ』岩波新書, 1988年, 218頁。

- 6) Karen E. Schnietz, "To Delegate or Not to Delegate" (Ph. D. Diss., Univ. of California), 1993, p. 201; Abraham Berglund, "The Tariff Act of 1922," *American Economic Review* 13, March 1923, pp. 30-31.
- 7) Kaplan and Reley, *Prelude*, p. 112; William Kelly Jr., "Antecedents of Present Commercial Policy, 1922-1934," in William Kelly, Jr., ed., *Studies in United States Commercial Policy*, North Carolina, 1963, p. 116; Berglund, The "Tariff," p. 30; Schnietz, "To Delegate," pp. 97-98.
- 8) 但し、フォードニー・マッカンバー法伸縮関税条項成立におけるカルバトソンの重要性に言及している例としてケリー (Kelly, "Antecedents," p. 16), レイク (David A. Lake, *Power, Protection, and Free Trade*, Ithaca, 1988, p. 198), ゴールドスタイン (Judith Goldstein, *Ideas, Interest, and American Trade Policy*, Ithaca, 1993, p. 137), イッキーズ (Eckes, *Opening*, p. 101) が挙げられ、ケンケル (Joseph Kenkel, *Progressives and Protection*, Lanham, Md., 1983, p. 155) の場合は、カルバトソンの考えにフーヴァーが賛同したことに言及しているが、条項成立の前後にわたる流れの中で両者を捉えてはいない。
- 9) Alfred Dennis, "The Beginnings of the Flexible Provision of the Tariff Law" (Presidential Papers: PP, Hoover Presidential Library, West Branch, Iowa: HPL), n. d., pp. 1-2; U. S. Tariff Commission, *The Tariff and Its History*, Washington D. C., 1934, pp. 96-98. 1916年の関税委員会成立については、Karen Schnietz, "Democrats' 1916 Tariff Commission," *Business History Review*, 72, No. 1, Spring 1998, pp. 1-45を参照。同論文は関税委員会常設が革新主義時代の科学的、専門的分析への信奉の一例であると同時に、関税をめぐる長年の政党間の確執 (当時は民主党政権) の現れたと主張している。
- 10) Richard Snyder, "William S. Culbertson and the Formation of Modern American Commercial Policy, 1917-1925," *Kansas Historical Quarterly*, Winter 1969, pp. 396, 398-9.
- 11) Joseph Kenkel, "The Tariff Commission Movement" (Ph.D. Diss., Univ. of Maryland), 1962, pp. 93-94.
- 12) Kenkel, *Progressives*, p. 125.
- 13) Snyder, "William S. Culbertson," pp. 400-401.
- 14) タウシッグの見解については、Frank Taussig, *Free Trade, the Tariff and Reciprocity*, New York, 1923, p. 216; "The U. S. Tariff Commission and the Tariff," *American Economic Review* 16, No. 1, March 1926, pp. 171-172. カルバトソンの見解については William Culbertson, "The Making of Tariffs," *Yale Review* 7, January 1923, pp.

- 255-274を参照。また、カルバトソンはウィルソン政権時に世界各国の公正な関税作成に寄与するような国際関税委員会の必要性を唱えていた (William Culbertson, *Commercial Policy*, New York, 1919, pp. 221, 310)。
- 15) Letter from W. A. White to Hoover, March 10, 1921 (Commerce Papers: CP, HPL); Letter from Culbertson to Hoover, March 15, 1921 (Culbertson Papers: CP, Manuscript Division, Library of Congress, Washington D. C.: LC); Letter from Christian A. Herter (Secretary to Hoover) to Culbertson, March 15, 1921 (CP, LC).
 - 16) Letter from Culbertson to Harding, March 25, 1921 (CP, LC); Letter from George B. Christian (Secretary to Harding) to Culbertson, March 28, 1921 (CP, LC).
 - 17) Dennis, "The Beginnings," pp. 1-2.
 - 18) Kenkel, *Progressives*, p. 154.
 - 19) Dennis, "The Beginnings," pp. 1-2.
 - 20) Letter from Hoover to Page, November 29, 1921 (CP, HPL); Culbertson Diary, December 7, 1921 (CP, LC).
 - 21) Herbert F. Margulies, "The Collaboration of Irvine Lenroot, 1921-1928," *North Dakota Quarterly*, Summer 1979, p. 39.
 - 22) Culbertson Diary, July 5, 7, 19, 20 (CP, LC).
 - 23) Margulies, "The Collaboration," pp. 39-40; Schnietz, "To Delegate," pp. 99-100.
 - 24) Culbertson Diary, September 6, 9, 10, 1922 (CP, LC).
 - 25) Culbertson Diary, September 20, 1922 (CP, LC).
 - 26) Henry H. Glassie, "Some Legal Aspects of the Flexible Tariff Part II," *Virginia Law Review*, No. 6, April 1925, pp. 333-334.
 - 27) 調査開始権について、関税委員会の手続きを規定した最初のものは10月7日に発布された行政命令であった (Culbertson, "The Making," p. 265).
 - 28) Snyder, "William S. Culbertson," pp. 407-408.
 - 29) Kenkel, *Progressives*, p.163.
 - 30) Colin Goodykonntz, "Edward P. Costigan and the Tariff Commission, 1917-1928," *Pacific Historical Law* 16, No. 14 (Reprint File, HPL), p. 419.
 - 31) Culbertson Diary, March 20, 24, April 16, 21, 1923 (CP, LC).
 - 32) Culbertson Diary, April 21, 1923 (CP, LC).
 - 33) Goodykonntz, "Edward," p. 416; Kenkel, *Progressives*, pp. 163, 189.
 - 34) 拙稿『スムート・ホーリー法』, 66-67頁。

- 35) Robert Baldwin, *The Political Economy of U. S. Import Policy*, Massachusetts, 1985, pp. 81-82; Paul Studenski and Herman Krooss, *Financial History of the United States*, New York, 1952, p. 374.
- 36) U. S. Tariff Commission: USTC, Report, March 1933 (PP, HPL), p. 3.
- 37) USTC, *16th Annual Report*, Washington D. C., 1932, pp. 1-3; Baldwin, *The Political*, p. 81. スムート・ホーリー法により、委員の任期は1930年9月16日に自動的に切れた。組織再編は委員の効率性を増すことを狙いとした (USTC, *14th Annual Report*, Washington D. C., 1930, pp. 1, 3)。
- 38) Kenkel, *Progressives*, pp. 217-220.
- 39) USTC, *16th Annual Report*, p. 2.
- 40) アメリカ人は一般的に効率性を好むが、特にいわゆる革新主義時代を経て、効率性が善とみなされるようになった (Samuel Habeler, *Efficiency and Uplift*, Chicago, 1964, pp. 157-158)。
- 41) フォードニー・マッカumber法の関税品目リストは64ページにわたるものとなり、ページ数でいえば1890年法に比し2倍となった。フォードニー・マッカumber法の議会の委員会が収集した情報は1万ページ以上にも及び、議会のヒアリング、審議、議論は長期間を要するようになっていた (Benjamin Wallace, "The Case for a Flexible Tariff," *The Annals of the American Academy*, January 1929, p. 62)。
- 42) 但しスムート・ホーリー法成立にあたり、伸縮関税条項が今後機能するために生産コスト方式に固執すべきではないとの書簡を関税委員会が下院歳入委員会の委員長に送り、フーヴァーも「必要とされる関税率の改正を迅速かつ正確に決定するような方式が見出され得ると信じている」と声明を述べていた。下院は代わりに「競争状況の差異」を盛り込んだが、上院で大統領の裁量権を増すとして否決された (USTC, Report, March 1933, pp. 3-4)。
- 43) *New York Times*, May 25, 26, 1930.
- 44) *Public Papers of the Presidents of the United States, Herbert Hoover, 1930*, 1976, pp. 233-234.
- 45) Carolyn Grin, "Herbert Hoover and the Social Responsibilities of the Expert," (Reprint File, Seminar, May 1971, HPL), pp. 2, 4, 7.
- 46) *New Republic*, July 23, 1930.
- 47) Arthur M. Johnson, *Government-Business Relations*, Columbus, Ohio, 1965, pp. 53, 420.

- 48) Arthur S. Link, "What Happened to the Progressive Movement in the 1920's?" *American Historical Review* 64, No. 4, July 1959, p. 836 ; Schnietz, "To Delegate," p. 5 ; ルイス・ガランボス, ジョセフ・プラット, 小林啓志訳『企業国家アメリカの興亡』森林書房, 1990年, 71, 77, 98, 102-105頁。
- 49) Department of Commerce, *Trade Association Activities*, Washington D. C., 1927, pp. 268-269.
- 50) Letter from Hoover to Warren Harding of September 8, 1920 (Pre-Commerce Papers, HPL); Burner David, "A Technocrat's Morality" (Reprint File, 1972, HPL), pp. 25-26. 業界団体に関するフーヴァーの見解については, Herbert Hoover, *American Individualism*, West Branch, Iowa, 1997 (Original ed., 1922), p. 19.
- 51) 「時代錯誤的」とされるのは, スムート・ホーリー法の広範囲にわたる高関税がマクロ的に及ぼしたであろう影響を指してのことである。アイケングリーンは, 同法が国際金融システムを直接的, 間接的に阻害し, 借入国の対外債務を悪化させ, 大恐慌を深刻化, 長期化させたとしている (Eichengreen, *The Political*, pp. 30-31)。関税問題における委員会の活用は, アメリカのみの動向ではなく, 他国でも採用されるようになっていた。ヨーロッパ諸国には, 政治制度が異なるため比較は難しいが, アメリカの関税委員会に類似した機能を有する機関が存在した (Henry Chalmers, "Tariff Making in Great Britain and the Dominions," in *The American Economic Review*, Vol.16, No.1, March 1926, pp. 68-69)。